

❖2024年度会員継続のご案内(事業計画予定につきましては次回にご案内いたします)

会員登録更新の時期となりました。2024年度もご継続よろしくお願い申し上げます。
尚退会を希望される方は書面にて退会理由、会員名をご記入の上、3月29日(金)まで
に事務局へご提出下さい。郵送、FAX、メールでも受け付けます。

※期日までに退会のお申し出のない方は自動継続とさせていただきます。

2024年度年会費：活動会員 2,000円(税別) / 正会員・参加会員 5,000円(税別)

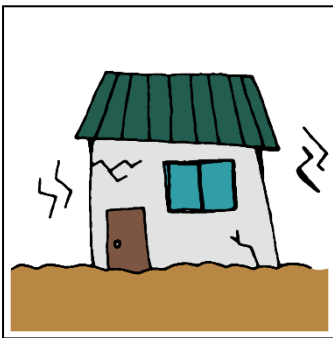
保険料：850円(活動・正会員)

ニュースをメールで受け取り希望の方へ

件名に「ニュースをメールで受け取り希望」、本文にフルネームを入れていただき、配信希望のアドレスから kodomo21@zb.ztv.ne.jp に送信をお願いします。

♥防災関連情報 9

私たちのできること

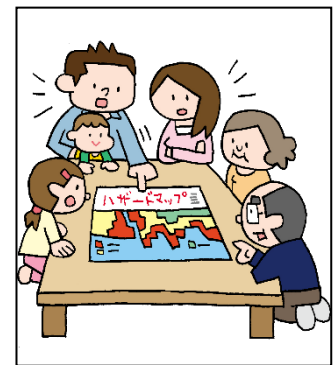


1月1日、何をしていましたか？子どもや孫たちが帰ってきて、または帰省した実家で、にぎやかな団らんだったのではないのでしょうか。

うちは、息子家族が帰ってきていました。緊急地震速報が鳴って、息子は下

の子が寝ている母屋に走り、私は観葉植物の鉢を台から降ろして(今さら!)、夫はテレビを押さえて(これはしっかり止めてあるのだが)、「頭を下げて!」としか言えませんでした。玄関が一番

安全かなと、考えてはいたけど、みんなを誘導できませんでした。そして、テレビから「逃げてください!」のアナウンス。そのあとは、ご存じの通り、大災害の現状が明らかになっていきました。



南海トラフ巨大地震が危惧される地域で生活している私たちにとって、他人事ではありません。

家の耐震、家具止め、備蓄やトイレ問題など、この機会に再度見直してみませんか。

実家の耐震はどうでしょうか。懐かしいまま残っている家は、災害には弱いです。楽しいはずの帰省が、胸が痛いです。当事者になりたくないです。

子ども世代は、親の家の耐震診断や倒れてくるかもしれない家具のこと、話題にしてみましよう。また、親世代は、自分の家を何とかする。一部屋だけでも、倒れてくる家具の心配がない部屋を作るだけでも、リスクは減ります。「正月に集まるだけだから」と思いますよね。で

も、災害は日を選んでくれません。厳しいです。



被災地支援にむけて、募金や支援金、またボランティア活動など長期の支援が必要となりそうです。私たちができること、災害を自分事に考えることです。生き残り、生き延び、日常生活を取り戻し、社会復帰が出来るように、自宅の耐震、備蓄、トイレ対応など、私も真剣に見直してみます。

中川

♥ 第1回研修会報告② いせファミサポ

「子どもにはチカラがある～子どものエンパワメントを支えるおとなの役割～」

11月19日（日）伊勢市民活動センター 講師：子どもの権利条約総合研究所関西事務所
所長 浜田進士先生

子どもには力がある。笑っても泣いても立っても座っても、皆がにこにこしていられて、その小さな子どもに癒されていた頃。いつからか、自分の時間を邪魔する存在になったと思うようになる。ただ、言うことを聞かないとか、思うように動かなくなっただけなのに。主体的な人格を持った一人の人間だから当たり前だということを忘れている。自分の子ども観は、どうなのか、あらためて問い直してみなければと思う。

子どもには力がある。だからと言って、あなたの言うこと全て聞きますよ、ではなく、聴いて一緒に考える。大人であろうと完璧じゃないので、大きな声でこうすれば良いとはとても言えません。正しいことは控えめに言ってみる。

あなたの話、しっかり聴きますよ、そして一緒に考えましょう。もし、聴いてもらってないなと思ったら、ちゃんと聴いてと言ってください。言っても無駄だと思ったら、他の聴いてくれる大人が必ずどこかにいます。

中川

.....

子ども支援者養成講座ビデオをWEB配信中（4講座）

- 「子どもにはチカラがある～子どものエンパワメントを支える大人の役割～」
- 「チャイルドラインとは」
- 「思春期外来の現場から」
- 「いじめ・不登校」

配信期間：3月31日まで

最終申込〆切：3月20日（水祝）

参加費：1講座1,500円

申込：チャイルドヘルプライン MIE ネットワークホームページより





♥提供会員養成講座報告 いせファミサポ

新規・補講・再受講の方を含め12名の方が参加され、2名の方が提供会員として新規に登録していただきました。活動にも意欲的で、頼もしい仲間が増えました。新規で申し込んでいただいた方は欠席があり登録は叶いませんでしたが、次回で残りを受講していただけることと思います。

次回は8月末から9月上旬にかけ予定しています。



♥子どもの権利条約

第23条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。



日本の子ども達で障害を持っている子どもおよび養護をしているものが特別な支援を受けられる権利があります。

20歳未満に与えられる支援が2つあり、それぞれ「特別児童扶養手当」と「障害児福祉手当」です。

保護者にとって精神的・経済的な負担は避けられないものですが、所得の制限はあるものの、医師の診断のもと障害者手帳が交付され、各手当が支給されます。

手帳には「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」の3種類があります。

また、子どもの権利条約第3条「子どもにもっともよいことを」を守ることを保証するよう要請する内容として、日本で提供されているサービスは「医療型児童発達支援」「児童発達支援」などの児童を訓練するサービス、「特別支援教育」などの教育を提供するサービス、そして医療サービスを支援する手当などが定められています。

障害の内容により、子どもの意見を聞くことが難しい場合もあるでしょうが、出来る限りその子どもの意思を尊重しながらどうすることが子どもの成長にとってベストなのか、社会的に

自立できるよう支援できるかを養育者と支援者で考えていく事が望ましいと思います。

日本では様々な支援・サービスが受けられるようになってきていますが、発展途上国では一般の国民さえ基本的な権利が守られていない事がある中、障害者の立場はもっと弱い現実があります。国により格差があることがどうにももどかしく感じますが、知る事、伝える事、出来る範囲で支える事をしていきたいと思っています。（「子どもの権利を考えるサイト」より一部引用）

池田



♡いろいろお知らせ

♪いせ市民活動フェスティバル

～みんなで考えようSDGs～あなたは何に取り組んでいますか

みんなネットもブース参加とパルティーマーケットにも参加します。

日時：3月23日(土) 10:00～15:00 **場所**：北館いせシティプラザ



♪子ども服のリサイクル交換コーナー（無料）常設中（もらってだけでもOK!）

♪毎月11日はイオンのイエローレシートの日!!（イオン伊勢店、マックスバリュラパーク店の三重みなみ子どもネットワークのBOXにイエローレシート入れて下さいね<m(_)_m>）

♪チョコレート・カテキン茶・乾燥あげ・こんにやく・野田あられも買っていただくことでチャイルドラインへの寄付金になります！ ご入用の方はみんなネット事務所までお問合せ下さい。

随時発行

《発行》NPO 法人三重みなみ子どもネットワーク【みんなネット】

Tel 0596-28-5692 Fax 0596-28-5679

〒516-0037 伊勢市岩渕 2-3-13

